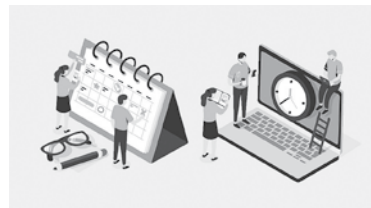


「働き方改革」における法改正への 実務対応講習会・法改正対応個別相談会



2019年4月1日より順次施行された「働き方改革関連法」、そして「年次有給休暇の時季指定」、「時間外労働の上限制限」、「同一労働同一賃金」など、今後数年を見据えた大改革が既に始まっています。

本講習会では、「働き方改革」における法改正への実務対応の事例を取り入れ、わかりやすく解説いたします。是非、この機会に皆様のご参加をお待ちしております。また、講習会終了後、予約先着順で個別相談会を実施いたします。予約制で先着3名までとなっておりますので、お早めにお申込みをお願いいたします。

日時 令和3年9月22日(水) 13:00～15:00 講習会
15:00～17:00 個別相談会 予約制(先着3名まで)

場所 イヤタカ 2F (秋田市中通6丁目1-13 TEL 018-835-1188)

定員 50名 (定員になり次第締め切ります)

申込み 裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい
TEL 018-866-6677 FAX 018-866-2101

問合せ 秋田商工会議所 経営支援部 経営支援課

受講
無料

コロナウイルス対策について
新型コロナウイルスの感染拡大
防止にご協力ください。詳細は
下のQRよりご確認ください。



【主な講座内容】

◎働き方改革関連法の法改正の内容と対応

- ・残業時間上限規制・同一労働同一賃金への対応

◎労働施策総合推進法改正について

- ・パワハラの定義・パワハラに関する職場での対応 他

◎高年齢者雇用安定法改正について

- ・70歳までの就労機会の努力義務化への対応 他

◎コロナ禍における会社の対応について

- ・テレワークガイドラインの内容について 他

◎まとめ

- ・講習会の振り返り・質疑応答

【プロフィール】

慶應義塾大学経済学部卒業後、日本通運株式会社に入社。入社以来、旅行事業部と航空事業部において、営業、業績管理、総務の業務を担当、30年間勤続後、早期定年退職。その後、独立開業。主に中小企業の経営者に対して助成金を活用した経営支援を行っている。平成29年度働き方改革支援事業巡回コンサルタントとして、TOKYO働き方改革宣言企業に対して、中小企業の働き方改革のアドバイスを行うなど、中小企業の労務問題解決を支援している。また、全国の商工会議所・商工団体にて、「働き方改革支援」「労働保険・社会保険の仕組み」「社会保障負担増大への備え」「助成金活用法」等のセミナー講師として実績がある。



えがお社労士オフィス 代表／社会保険労務士

講師

ゆはら まこと
油原 信 氏

「働き方改革」における法改正への実務対応講習会・法改正対応個別相談会申込書 (法改正対応個別相談会のみのご参加も可能です)

申込年月日：令和 年 月 日

講習会	参加する ・ 参加しない (どちらかに○してください)	個別相談会	参加する ・ 参加しない (どちらかに○してください)
事業所名			
参加者名		電話番号	
住 所			
業 種		従業員数	名

※以下は「個別相談会」への参加をご希望の方のみご記入ください。(複数チェック可)

相談内容	<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法 <input type="checkbox"/> 労働施策総合推進法の改正 (パワハラ防止対策義務化) <input type="checkbox"/> 高年齢者雇用安定法 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(相談項目に✓をしてください)
<p>※個別相談の時間帯については、担当の職員からご連絡させていただきます。</p> <p>※個別相談会の申込みが多数の場合は、後日日程調整のうえ個別で専門家相談を行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p>	

【送信先】 秋田商工会議所 経営支援課 FAX：862-2101